

議第21号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「408,000円」を「488,000円」に改め、同項第2号中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第14条の3ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「285,000円」を「290,000円」に改め、同条第2項中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第14条の3及び第17条の2の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

出産育児一時金の支給額を改定する等の必要があるので提案する。